

## 札幌圏都市計画道路（3・4・98 定山溪大橋通）の変更



### 1 都市計画変更の概要

- 定山溪通の拡幅に伴う一部区域の変更（起点の変更）
- 「車線数」決定（2車線）

### 2 都市計画変更を行う経緯（理由）

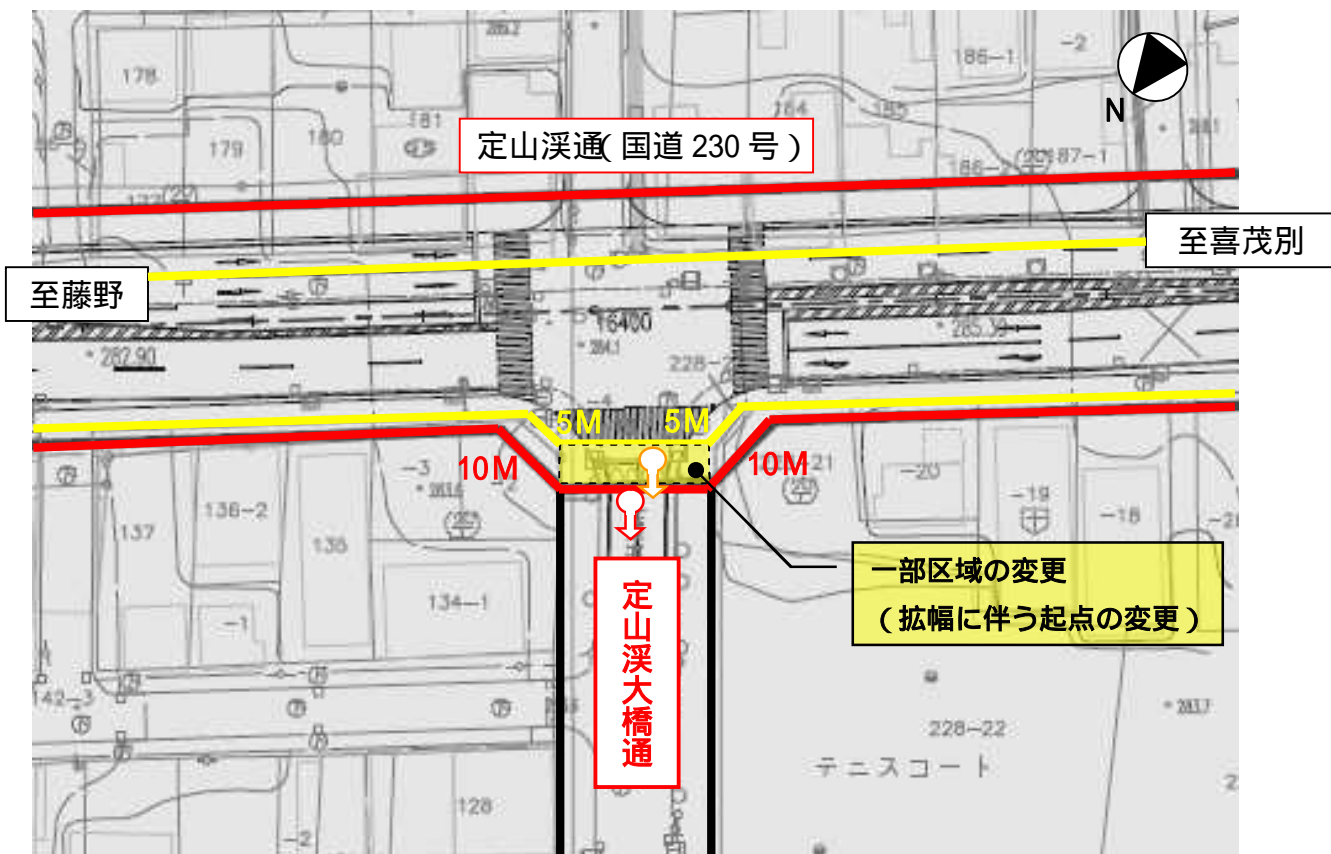
3・4・98号 定山溪大橋通について、これと交差する都市計画道路 3・4・97号 定山溪通の幅員を変更（18m → 27.25m）する都市計画変更（道決定）に伴い、一部区域の変更（起点の変更）を行う。

また、定山溪大橋通は車線数が未決定であることから、あわせて車線の数を決める。

### （参 考）

平成10年に「都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成10年10月21日政令第331号）」が施行され、都市計画道路の車線数を都市計画で定めることとなった。この政令が施行される以前に都市計画決定された都市計画道路は、都市計画上、車線数が未決定であり、札幌市では、都市計画変更が必要になった際にあわせて車線数を決定している。

### 3 交差点拡大図



|                     |   |
|---------------------|---|
| 変更前の定山溪通 (W=18m)    |  |
| 変更後の定山溪通 (W=27.25m) |  |
| 定山溪大橋通 (変更前の起点)     |  |
| (変更後の起点)            |  |
| (幅員変更なし)            |  |